会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案要綱

一　所要の規定の整備

会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い、次に掲げる各法律の改正規定中社員提案権等に関し不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削ること。

１　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（同法第四十四条及び第四十五条関係）

２　保険業法（同法第三十九条及び第四十六条関係）

３　資産の流動化に関する法律（同法第五十七条関係）

二　その他

その他所要の規定の整理を行うこと。